

比古婆衣

二

和書門			
一	三	九	一
冊	架	函	號
二	三	五	六

內閣文庫		
二	九	和
函	〇〇	書
一	五	類
〇	六	
架	號	

內閣文庫		
番號	和 19006	
冊數	11 (2)	
函號	212	123

比古婆衣

漫筆(雜考)

新刊本



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM, Kodak



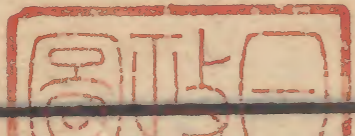
比古婆衣二の卷

腹赤

伴信友稿

浅草文库

年のば下免小獻多る腹赤の御贄ハ肥後風土記小釋日本紀
小撮玉名郡長渚濱在郡昔者大足彦天皇景行天皇誅球磨
る噌啖還駕之時泊御船於濱云云又御船左右游魚多之棹人
キ吉備朝勝以鈎釣之多有所獲即獻天皇勅曰所獻之魚此為
イ何魚朝勝見奏申未解其名正似鱒魚耳歷御覽曰俗見多物
云即云爾倍佐爾今所獻魚甚多有可謂爾倍魚今謂爾倍魚其
縁縁也とみえする故實小よをて聖武天皇の御世その爾倍



○腹赤

〇一

魚の別名マダノナあること著く。その件の故事フルコトよりて、聖武天皇の御世天平十五年正月四日小獻らせ始めたおひに於事も知らまじり。然るに年中行事秘抄奥書小永仁之頃被書始之處自然被開之畢嘉曆令終寫功者也云云奏腹赤贄事の條に官曹事類云供腹赤魚事始自昔大足彦天皇御代欽肥後風土記於長渚濱棹人釣之其名曰鱒魚但一棹字を漁と作す上小引ふる書ども小皆棹とゆむ誤とまをさす棹人たカチトリとよむ誤とまをさす和名抄小橋工を然よめりとゆふもゆり上小舉ふる書ども小記せ終と全之同説をるを其名曰鱒魚とあるを決る傳寫の誤あり。今風土記の説小據をて考ふるに官曹事類の本書小を釣之の下小不知其名曰似鱒

魚麻須 あぢゆをまむむを麻須と小字小書るハ 鱒字の訓を注をる也 七や之寫誤多き抄本あどの世小傳たりたる小據を引ふるをのみあむす。貞治五年の年中行事歌合小右腹赤贄初春の千世長濱小はまの腹赤も我君のよめ判者申云云云 二條関白良基公の旨趣詞小右歌之筑紫國宇土郡長濱小筑紫國宇土郡とハ 此魚を釣るを奉るに於て年毎の節會小供さゆきよ一定おあきたるあり云云。とら加とら鱒の魚事ありとも記さきたり。然腹赤を鱒の魚乃事とせしむるを也上小論へ然官曹事類

○腹赤

○三

の誤寫本の文小據りて誤り多し

一條関白兼良公の江次第抄小腹赤鱒

魚也云云景行天皇御宇於筑紫宇土郡長濱釣得獻之云云
公事根源小記さきたるも同ト云て公事根源小記さき
たる事の件の年中行事の肯趣詞と異ありぬ多し
へむ此腹赤の事ももいへ良基公の御説小より誤り
るものあるは又台記小載らるる大饗の饌小腹
赤と鱒と別小記さきたるをも同魚ありぬ證とら
其台記の文かこその腹赤の本名の余倍魚ある事ハ
ハ下小引修

上小論へるごや之混是無くまどおは書ども以併せ考ふ

る小よは和名抄小鱒魚辨色立成云鱒魚

音宜波良可今按所出未詳本朝或

用腹赤○訓字の旁小朱點を施したるハ聲の平上去を示
二字さるあり和名抄いづまの本小もろく聲を施
たると無きを今伊勢國山田人中西類聚名義抄小も鱒音宜
氏の藏てる古寫本小はるを採まり
ハラカ末新撰字鏡小も鱒波良○天台六十卷音義よ源
詳鱒魚同加平盛衰記小も然訓

とみえ撮壤集小ハラアカと訓五余倍ハ字鏡小鱒石

首魚也余戸名義抄小石首魚をニハクチと二名小訓之

和名抄小鱒唐韻云鱒音免辨色立成云鱒仁倍一云久智魚名也とくも

二名を載らして鱒新撰字鏡小余戸上同書小字指云鱒

音聰和名伊之毛知其頭中有石故名石首魚也字類抄小記と載らる

たり今彼此を通りたり余倍を腹赤と稱ふは小

久知伊之毛知といふも別名ありさる余倍ハたのれ

ちや之魚市の場小見たり事もありはさよくも

心をとえさるる小よめやの形る魚商人ども小

つきてよく尋問ふ小余倍といふも大魚小もあはる長き

六七尺むかりなり。されく小とあるは大有るものありと聞け
る。鱗黄イロキ小黒クロと光ツヤあり。尾小岐マタあり。臑丹ヌニ色を帯カネて赤アカし。
くや、日を経るやど小黄オウむくも。臑ヌ丸マ白シロし。頭中小白シロき
ま。日を歴トきむ。白シロきも。さるものあり。石のごまきもの二枚フタツあり。此魚の鰓ハカを于堅ホシカめたるは魚仁
倍ベといふものあり。按ふ小令モ器キを粘ネる料リウ小獸皮シウヒを煮て製ツク
膠カウを丸マ殊ト小魚コイサ倍ベといふ。然シカるハ獸皮シウヒ小く製ツクまるを専センら
用ヨウある事コトありたるが故ユ小て。もとハ小魚コイサよりなる
名ナあり。さくその余倍オホベの小コあるほどを石もちと云る。又
別小鏡鯛カミミタヒといふもの似たるニべといふが。其々七
八寸より大あるを見れば。脂アブラ少オホきも此コノ魚イサより。か此仁倍オホベの
小コさなるをいふ石もち小似て。腹白く。さきも頭中小白シロき

石のごまきもの。何れも長さ一尺小過ぎるをも石もちと
いふ。此も常小食ふ魚少して脂アブラも少オホし。人何れぬ之知ま
るがごとし。心得ココロむく。と云へ。今按ふ小魚倍オホベを腹赤
といふ。字のあやむ。腹の赤き由なり。蝦蟇集小を鱧ハナハラ
アカと本語のま。小を。さく。又。此故事をおもひて。
肥後の國人小問ひ合せし。小魚倍ハウの魚商人の語ま
ると全ら同ト。さきど其大あるも今ハ多オホらば。その小
あるほど。さる七八寸むかり。一二尺小およぶるを。ク
チとも赤グチとも云ふ。夏時ナツトキく。小多し。此魚を鱧魚ハナ小
似たり。やと問ふ。其ま。小魚ハ。うち見ふ。いさ。か

似ことも云ぶ。但し鱒こもせくハ圓こきう。小似こてや、ひらとたまと。小魚こもあべ
 へ世こ石こをちとひるをた。白グチとひふ形の相似。こ
 小よりて。腹の赤と白をりく呼分のありと云へりと
 是腹赤の一名を久知とひる小合へ里。筑前人貝原篤信の大和本草。石
 首魚下品也。夏月味美也。頭小碁石のどとくある小石二つ
 西土小くハグチと云。小あるをクチとひふ大きあるを
 鮓とひふニべえ四五尺六七尺あり赤色あり鱗大あり腸
 中ある白鰓を膠とまる事本草小見えくりこをニべと
 ひふと云り件の文中ありきえがこところもある
 どきえくる物諭の筑紫人の説小くきへあるおうへ小
 おほり相合ひてきまる。あら本草網目小石首魚石頭魚鮓魚
 こゆまを引くへは。江魚黃花魚其平魚毒合葷菜作羹開胃益氣臨海異物志曰
 江魚黃花魚其平魚毒合葷菜作羹開胃益氣臨海異物志曰

石首魚出水能鳴夜有光頭中有骨如碁子時珍云其形如白
 魚劉翰曰頭昂大者長六七尺扁身弱骨細鱗黃色如金首有白石二枚瑩
 潔如玉云云腹中白鰓可作膠臨海異物志小者名躡水其次
 名春來田九成遊覽志曰每歲四月來自海洋綿直數里其聲
 如雷と云りも合ひてきまる。又同書小臨海異物志を引て
 以鮓為石首魚非也とある一説あり和名抄小七字指云
 鮓頭中有石故名石首魚也とある説を取載らる。形り
 さく上小引くる書ども小鮓鮓鮓石首魚あら別物のどと
 くとりく小記して混らはしきハ。そのをたらぬをバよく
 を正さべしくたらぬを既く在來和名の書どもを

申て御贄コト小獻コト縁コト上小舉コトたるコトとコトやコト。肥後風土記不見
えコト。景行天皇球磨クマ噌ソ吟ソを誅ウチて還カヘ駕ミとコトの云云の故事
小依コト互コトて上小引コトとコトやコト。官曹事類小天平十五年正月
四日始供と見え江次第抄コトも天平十五年正月十四日官曹
事類コトの四日とあり。太宰府進コト之コト毎年可供之由被定と
記されコト。公事根源コト小記コトとコトも同コト。此事續日本紀
のコト。故事をありひく。獻コトられコト。然コトらコトむ正
月七日コト。青馬を覽コトふ事コトの始コトとコトやコト。内々コトも
のコト。たコト。青馬の事コト。別コト。考コト。注コト。せるコト。のコト。りコト。かコト。くコト。官曹
事類小。腹赤魚筑後肥後二國所出コト。委見コト。兩國風土記とある
ハ。肥後ハ然コトる事コト。あコト。らコト。筑後コト。よりコト。もコト。獻コト。るコト。縁コト。とコト。今其風土記

の文絶て知べコトと由あり。されどコト。又同書小。供腹赤魚
事始コト。自大足彦天皇御代コト。肥後風土記於長渚濱云云とみ
え。此外の書コト。もコト。小コト。もコト。同コト。趣コト。小記コト。也コト。然コト。をコト。風土記小。長渚濱
の條コト。小載コト。とコト。るコト。をコト。おコト。とコト。むコト。筑後コト。とコト。長渚コト。小近コト。く隣コト。互コト。うコト。れコト。む。
そコト。れコト。もコト。とコト。るコト。の海上コト。あコト。とコト。どコト。其魚コト。をコト。獲コト。りコト。とコト。む。
故コト。兩國コト。よりコト。獻コト。るコト。をコト。太宰府コト。の解文コト。を具コト。へコト。く。朝廷コト。小進コト。
る例コト。とコト。あコト。りコト。て。延喜内膳式コト。の年料コト。太宰府コト。の別貢コト。小腹
赤魚筑後肥後兩國所進出コト。其數隨得コト。と載コト。らコト。むコト。とコト。是コト。あり。
但コト。一コト。肥後コト。の長渚コト。の濱コト。とコト。其時コト。天皇コト。の御船コト。泊コト。るコト。地コト。あり。
とコト。むコト。もコト。らコト。其事コト。小係コト。て。風土記コト。をコト。記コト。せコト。ふコト。なりコト。とコト。又

○腹赤

○ハ

腹赤御贄を平城天皇の御世小停多へる日本後紀小大
同元年五月己卯停献諸國雜贄腹赤魚木蓮子等以息民肩
也とみえさ次多へる嵯峨天皇の御世小舊小復一多へ
て弘仁の内裏式小其儀を載ら多へりかく其を進るさ
よんその内裏式元正受群臣朝賀式の條宮内省氷樣進る
ところ此文小省丞以下史生以上相分與主水司官人以下
共執氷樣又與太宰使同執腹赤御贄省輔相扶入自同門
門を共安庭中退出一人留就位奏曰宮内省申主水司乃
今年収氷合若干處云云供奉事又太宰府乃進流腹赤
乃御贄一隻長若干尺進樂久申賜等申無勅訖退出即膳部

モトツラ
水部等入自承秋門取氷樣腹赤御贄退出とみえたり三代
實録小元慶二年春正月丁酉朔天皇不受朝賀澍兩降雪也
七曜曆藏氷樣腹赤魚等所司付内侍奏とい多るこぞと
此式延喜宮内省式小載ら多へり江
次第小腹赤奏若違期不奏七日奏之
かく件の申詞小
腹赤の御贄一隻長若干尺とい多る上小引多るこぞと
太宰府解文寸法長九尺九寸と河と見え
年中行事抄よ
と師速朝臣年
中行事裡書小記長九尺九寸あるを定まる寸法として其
せる寸法も同じ
を一隻太宰府の解文を具へて進まる例ありとさあえ
多り
申詞小長若干尺とい多るこぞとより寸法の定まる
事ハ何ら小敏度小その寸法を記さる例ありきむ
もおもたるさど上小引多る三部の書小載多る解文とさ
九尺九寸あるをおもへやゆより寸法ハ然定まりたりけ

まじりて府の解文ふよりし申に例あるる故ふ式小の若干尺
と書きたるものありし。源平盛衰記に筑紫より
たつこの使使の上るを。道の十五日とら聞えし。と云
る。こも見えし。此魚さばうり遠き筑紫より進きて。塩
瀬ありて奉り。○清原元輔集ふ。大貳ふのり。正月ふたら
しある。とらふもの。梅はむらん。波さもこの。檜をらるに。日頃
まば。筑紫より御贄献る便に贈る。然るを
その腹赤の御贄ふ。上小辨へたる。尔倍の。殊ふ大きある
を。選びて進むたりし。但し尔倍を腹赤とい
する。ハ。の。詔所。後の世。肥後。の。方言の。别名
ある。を。心。ぎ。た。あ。を。腹。黒。と。い。ふ。む。あ。へ。腹。赤。と。呼。ぶ
ぶ。心。能。明。き。よ。し。お。き。こ。え。を。う。し。さ。め。を。あ。ま。申。に
ま。じ。に。受。ま。ひ。する。ふ。め。や。あ。む。む。こ。の。う。ふ。ま。ま。詔。り。て。負

せまふ。尔倍魚の名を。廢。る。その古事を。賞。て。慕。び
あ。つ。る。小。を。似。げ。形。之。い。中。を。し。さ。て。其。を。御。贄。の。料。ふ
釣。る。さ。ま。ら。西。行。法師。が。山。家。集。雜。部。ふ。は。ら。の。也。申。し。を
の。は。を。を。バ。十。月。一。日。ふ。お。ら。は。あり。志。を。引。お。げ。京
へ。た。の。ぼ。を。待。る。そ。の。つ。ま。の。繩。を。か。小。遠。く。引。こ。し。て。
と。深。る。舟。の。其。繩。ふ。あ。り。ぬ。る。を。む。か。ら。ち。か。り。て。が。う
け。が。ほ。し。と。申。え。む。の。し。と。待。る。形。り。その。う。ろ。を。よ。る。
を。ら。あ。け。る。あ。け。る。さ。ぎ。た。の。う。け。繩。ふ。心。あ。け。つ。過。む。と。や
あ。の。ふ。肥。後。の。里。の。海。路。の。事。と。さ。あ。え。と。ま。お。ほ。こ
た。大。海。岬。あり。共。集。中。の。西。行。又。此。魚。を。節。會。の。御。饌。ふ。供。に
筑。紫。に。下。り。事。と。え。り。

○腹赤

十

しきはら、年中行事歌合の良基公の腹赤贅の歌は首趣詞
小右歌の菟紫より腹赤の魚と奉まり昔の節會の御饌
もどふもやがく供しるるとりや腹赤の食様としてひさ
したるを皆取渡して食するに、いざおもどらるる様もど
侍ると書しるへに、公事根源小記さきくも同節會の御
饌とら其を獻まる元日さぬちち御饌小調しく供へ奉る。
群臣小も賜ひたるあるは、又くひさしたるを皆取渡し
て食するとた、とどと大魚あるさきや、何らさして大饗と
らに盛ると賜へるを、ホフ屠食ひる、次々小取渡しく食ふ例
あり、小ど何とむ、内膳式年料貢物を載らして、右諸國

所貢並依前件仍收贅殿擬供御但腹赤魚収司家どもえと
是をそとらる尋常の供御小奉らぬ事とあり、とらる
まかしく此魚を尋常の饌小用する事の、もの小見あり
たると、仁平二年正月廿六日、此台記の、大饗の儀を記され
たる中、小、蕨一盃、某々、腹赤一盃、某々、白絹、面、鯉、鱒、一盃、盛、様
器、敷、鏡、葉、重、敷、濱、木、綿、と見え、とらる、盤、外、の、第、三、小、と、並、
居、雉、鯉、鱒、鯛、とあり、て、鱒、を、ハ、別、小、記、さ、ま、り、上、小、も、論、ひ
たる、と、ら、る、腹、赤、と、鱒、と、同、物、あり、ぬ、證、と、ら、る、と、江、次
第、の、執、事、の、條、に、供、膳、小、第、二、臺、居、乾、物、五、盃、生、物、五、环、
赤、切、と、み、え、り、此、儀、と、ら、る、供、膳、の、品、物、を、載、ら、し、る、也、

○腹赤

〇上

腹赤のみ注されたるは、この物もかあらば備ふる例なり
 しが故なるべし。賀する夫婦の際、小腹赤といふ名詮もて
 の贄を賜ふとさういひたりを、とをさういひて食ふ由をも
 ておしめふ。尋常とて殊小大切小料理多る形なり。今俗小
 由とさくこえくさる。此時夫婦膳より小腹赤をとりて
 御齒固具云云或説無鹿突有腹赤ともいへり。かゝる形も
 うるり。風土記小記を以て趣をさへる小考も多し。御船左右
 游魚多之。棹人吉備朝勝以釣釣之。多有所獲。といひ。又詔小俗
 見多物即云余倍佐尔。尔倍佐ハ當時筑紫よりりの俗言あり
 記小甚。敏達紀小饒と有をも小ニハサニと訓る。讀主の
 殊更小件の古言を求てもめざるあり。此外ふりさくふさ

今所獻魚甚多有可謂余倍魚。詔多へる趣などをお
 へる。今肥後みく。夏の頃多り。とさくさる。小よりて
 の小さるが。今肥後みく。夏の頃多り。とさくさる。小よりて
 かの景行天皇の筑紫の熊襲征小幸する時節を。日本書紀小
 考ふる。小御世の十八年四月三日。筑紫夷守。今の筑
 今肥後 小到る。十一日海路より葦北。今肥後國 小泊る。今肥後國
 國球磨郡 小到る。五月朔日其處よを發船して。火國八代縣。今肥後國 小到る。
 肥前小渡 六月三日高木縣。今肥前國 小到る。より。玉杵名邑。今肥後國 小到る。
 郡小渡 首小攀。如く。風土記。玉杵郡長渚
 肥前風土記 高來郡の下。昔者纏向。日代宮。御宇
 天皇在肥後國玉名郡長須濱之行宮。覽此郡山。日彼山形

○腹赤

○五

似_レ於_レ別_レ島_ノ属_ル陸_ニ之_レ山_ヲ知_ル別_レ在_ル之_レ島_欤朕_レ欲_レ知_ル之_レ仍_レ勅_ル神_大野_宿
称_レ省_之征_到此_郡爰_有人_迎來_曰云_云と見_える_ハあ_らず_小
此_時の事_小符_合へ_まい_ま國_圖を_見て_察する_小高_來郡_也
海_中の事_小出_る温_泉嶽_とり_へる_大山_{あり}て_長渚_濱小_對
ひ_たる_小遙_小別_島の_どと_見ゆ_るを_るべ_し其_山の_見ゆ_る
る_さ法_小は_さき_く考_たら_む小_行官_の舊_蹟も_探知_らる_る
べ_きあり_さて_又西_行の_とら_らる_大と_さき_くと_よら_る
て_高來_の海_中小_さし_出る_岬こ_たる_の海_路の_事を
考_説を_見る_諾ひ_て○肥_後の_隈本_人中_島廣_足こ_の腹_赤の
れ_こ努_々ら_らと_彼山_形似_於別_島云_云と_詔ひ_る高_來郡
温_泉山_{あり}こ_の山_下四_面海_小至_ると_田地_小あり_御村_{あり}
る_但し_西の_方海_中小_幾小_津十_町あり_経二_里あり_海
高_き岬_のど_くみ_て陸_小濱_さら_る小_長渚_{あり}と_さら_みて_海
上_十四_五里_どあり_離る_とと_どか_らる_時を_さら_みて_海
の_小伊_倉と_云ふ_やら_らり_其處_を丹_倍津_とも_りと_然る_南
御_覽へ_たま_りあり_今長_渚の_海邊_を五_里と_{あり}南
小_伊倉_と云_ふや_らら_り其_處を_丹倍_津と_もり_と然_る南
ハ_古名_{あり}尔_倍魚_の故_事小_由り_る負_ひたる_{あり}る_也

ま_ら長_渚小_四王_寺宮_と称_をる_神社_{あり}景_行天_皇の_皇子
四_柱を_合せ_祀王_奉る_云傳_える_但し_其御_名を_詳あら
る_小女_石神_社あり_景行_天皇_を祀_王奉_まり_と云_ふと_こ
皇_の御_腰居_るま_ひた_ると_語繼_を來_れる_石あり_件の
二_社を_風土_記小_見え_{たる}行_幸の_時舊_蹟小_はら_り祀_王
奉_まる_{あり}と_云ふ_と云_ふと_云ふ_と云_ふと_云ふ_と云_ふと_云ふ_と
小_四王_子宮_を其_時四_柱の_皇子_を率_て轉_{した}る_其御
子_を由_りて_祀王_奉ま_る形_を傳_へる_と云_ふと_云ふ_と
注_ぎる_行官_の舊_蹟小_はら_りと_云ふ_と云_ふと_云ふ_と
た_天皇_の御_腰居_る石_を御_石と_称する_を説_きる_{あり}其_を
地_名小_を呼_びや_らる_御社_の号_も稱_{する}あり_と云_ふと_云ふ_と
ら_{十六}日_阿蘇_國今_肥後_國阿_蘇郡_阿蘇_郡小_到る_ハ七_月四_日筑_紫後_國
御_木筑_後國_三毛_郡今_の三_池郡_{あり}小_到る_高田_の行_官小_入
入_御座_一七_日八_女縣_今筑_後國_上小_到る_八月_的邑_今筑_後
郡_小到_る王_御座_一明_る十九_年九_月廿_日日_向國_高屋_の行_官

○腹赤

○三

の漁人と入ニ雑ニして、網をおろさる處ありといひつゝ、然るに其
ほどの海中ワタナカみづの事あるべし、筑後のうゝふくも其
國の事と係カらるゝ風土記にも誌ヒして奏ウケテ上ルたるとあるは、
風土記の原書ハ元明天皇の和銅六年の制ハより進マ
るものあるべし。此事ハの別ニ考注せらるるも、
但し此時御船を長渚濱ハ泊トまひたりしれは、
其古事の迹ももたら肥後國ハ遺トして世ハも語ト傳ヘた
るべし、御贄の魚もあや兩國より隔ト年ニに獻ルらるゝ
たるとみぞ河原カざらざら、他書ニにもハ筑後より獻ルる
事のみえざるをおもはる。故にりくやと停トめらるゝ
る傳ト。源平盛衰記ハちらゝの奏トハ魚あり。天智天皇の
いぢゞ位ハはさるるをざりくる時、君ハ乞食の相ト

えし、あはれと申され云云、西國の御修行あり、筑後の江
崎、こぎしまと云處を通らるゝひひく、小云云、網ひく、漁人
よ召きて、御はあまやめさせまひ、こは位ハはさるる、必供
御ハ召きて、思召ま、其名を御尋り、くまを、鱈とぞ奏ル
申くる云云、といふるハ、はあ、たゞ、説ト説トを、筑後の
事をいふ、ハ、古説の遺トを、いふ、を、いふ、交トへたるハ
や、あ、む、件トの地名、さ、く、う、た、故、事、ハ、よ、ま、て、天、平、十、五、年、ハ
ふ、ど、ま、を、考、ら、る、べ、し、
此魚を始て獻ルる度、其、あ、る、中、に、大、さ、あ、る、を、取、り、選、び
く、ま、一、隻、獻ルる、御、代、々、の、例、と、い、は、れ、り、な、る、也
。あ、の、西、行、ガ、歌、の、詞、書、ハ、腹、赤、と、申、は、魚、の、釣、を、む、十、月、一
日、ハ、あ、ら、は、り、あ、り、十、二、月、ハ、引、あ、げ、る、京、へ、た、の、お、せ、待、る、
そ、は、釣、の、繩、ハ、る、う、に、遠、く、引、く、云、云、と、い、は、る、も、大
魚、を、釣、る、さ、あ、と、さ、く、え、あ、十、二、月、ハ、京、ハ、獻、る、料、ハ、十、月
朔、日、より、釣、る、ハ、例、と、い、は、れ、る、も、九、尺、九、寸、む、あり、な
る、大、さ、あ、る、を、獲、易、か、ら、ざ、る、が、ゆ、ゑ、ハ、然、ら、や、と、より、釣、を
い、は、る、例、あり、さ、る、と、其、を、進、る、と、い、は、る、の、申、詞、ハ、腹、赤、一、隻、長、

○腹赤

〇十五

若干尺と寸法を申候例あるを其魚の大なる由を録へた
るしとて申すに大宰府の解文亦必九尺九寸と注例
ありとて申すも天平の始に度の寸法は例よりれり小
大魚おどの長を量る小九尺九寸ありしを一丈二量
たりと申すも其長を量るに然るもたらしぬ寸法を記し
て御世々々の例よりきくを申すも漢國少く九々の
數を盡無き理の詭ありを申すも御世を實に然る寸法
大宰府の官人の解文に記し御世を實に然る寸法
賀を奉るるを受ふひたりとて申すも實に然る寸法
を合はばとて申すも中勝より大なるを選り出で進
たりとて申すもかて源平盛衰記に治承五年正月
一日ありとて申すも年立ありたれども内裡より東國の兵
草南都の火災亦あり朝拜あり節會をあり行をせしめ

ども主上出御をあり舞樂も奏せ給吉野の國栖も参らば
たりとて申すも無ありたりたりとて申すも
りとて申すも無ありたりたりとて申すも
えとて申すも無ありたりたりとて申すも
りとて申すも無ありたりたりとて申すも
贅依西國賊亂也と見えとて
國小趣たる事諸書小見えとて
去八月廿八日入鎮西放火以外云云肥後國住人菊池豊
國住人白木御方等未歸服と見えとてそのあり肥後國に
たりとて申すも無ありたりたりとて申すも
西國より恒例の獻物をとて申すも
を思ひやると此頃より廢たると申すも
前年の事とて申すも
建武年中行事亦元日節會云云七曜

○腹赤

○六

此仁倍魚の形状也。この考書註する時、既小ありき
 添まかしくおもひはまどたやけうらぬことさ
 きたさしてゆきけるゆと、讃岐の高松殿の御さふ
 らひ、寺井肇この考説を見て云うらく、已に國小
 底ニベとひいて、稀なる八九尺一丈どありあり
 もあり、其ハ少さなるとも異なり、海底の小り
 きて、浮くべきをせぬより、わきり然り、るか
 るとり、王さくいま予が此魚の事をたづぬと
 へる心を去りて、國小帰る後、もの、鱗よくか
 き、寫り人よゆつらへ、其底ニベの形状を書せ
 て、おこせ、るを、流を、ち、こ、ゆ、を、り、
 かくて、後、紀伊國君の御内人、長沢伴雄、この江戸
 小もの、一、志、む、く、來、あ、よ、ひ、て、も、の、あ、た、ら、あ、ま、
 あり、と、さ、此書のか、と、ら、み、あ、を、る、を、と、り、て、
 手、あ、さ、が、を、ふ、ふ、と、此圖の、と、ろ、ろ、小、ひ、ら、を、ゆ、こ、
 して、此、大、鱒、の、魚、なる、小、あ、と、り、へ、る、小、ゆ、く、ま、ま、
 して、さ、え、景行天皇の御世の、吉備の朝勝の後、ぬ
 ー、と、そ、い、ゆ、き、と、り、ひ、さ、く、本、文、を、も、見、せ
 たり、さ、お、り、ら、う、り、は、ま、だ、を、の、こ、を、も、か、さ

此魚

仁倍の魚をいよも小登さしきみり世は
 長渚乃海人のたまくまはらなる魚

○腹赤

○大

身寄の訓入の...
 二訓の...
 ...

月日の蝕をええといふ由

近き頃とありて古事志のふともがく日月の蝕といふと
 とふなるを古えハエといふなりと心えて文をせふも
 のをめえされど和名抄にも蝕字の下に和名を載らざり
 其餘古え書ども訓のみをさく見あはざればたゞ書紀
 の古訓に推古三十六年三月丁未朔戊申日有蝕盡之とい
 る蝕盡をハエツキタルと訓み舒明八年正月壬辰朔日
 蝕之とある蝕をハエタリと訓み次は九年三月乙酉朔丙戌日蝕之とある
の訓も皇極二年五月乙丑日十六月有蝕之とある蝕字ハ
 同しハエタルとあり又天武九年十一月壬申朔日蝕之といふ

しるるところは、ハエタリと訓す。是を其ハエといへる言
の書に見えしる始あるべし。さて其蝕をハエと云へるは、
日月の光映の翳るくを忌て、反さる映と云ふし。こゝに
て、死を奈保苗、病を夜須美、葦を與志、など云ふと同じ例を
るべし。但し、映の意ありむふを假字ハエなるべしを此に
舉ぐる。推古紀形どハエと作るか、と誤寫ありて、天武紀
ハエと書るをよろしかり。死、さべて書紀の假字を、古
も交するを、後人の作ひがえたるを、其言の義を考
へて、誤し用して、推古紀ある日有蝕盡之を、ハエツキタル
アリと訓す。ハエを蝕の名として、其ハエは残るを、ぬくか

うを、しる由あり。但し、この字は、さぐりて、訓る詞あり。よ
くハ、當らば、字を、なきて、は、ノコリナクハエタリ、と訓
むべし。或人、此説を、たして、因り、問ふ、天地定位、と
後、今、の定、の、あ、や、く、あ、な、く、び、日月の蝕あるべしを、上、世
ハ、い、ま、さ、さ、り、理を、窺、測、を、知、る、べ、き、に、非、ざ、れ、む、人、皆、の、い
ろ、に、怪、と、畏、ま、し、り、を、既、く、より、賢、々、と、く、物、の、理、を
測、る、は、漢、人、さ、ら、あ、い、古、く、ハ、天、の、変、異、と、し、て、畏、ま、し、り
が、ふ、ま、あ、え、し、り、然、る、に、書、紀、の、い、ち、上、御、代、の、卷、々、ハ、一、度
も、此、事、を、記、さ、れ、ど、あ、て、推、古、天、皇、の、御、世、に、及、て、載、始、め、ら
し、た、る、ハ、い、の、な、く、む、答、々、ら、と、後、世、の、ご、と、く、天、學、推、歩、の

術明るふなきをよ上への意のこにありておもへむいそま
ふるむおとし然れど説きふるごとく天地定位する後ハ
のあつて蝕ありぬべくも世々の人皆たのづのし見知
るをりてさう小怪しちも畏しちもあゆふなきをあつて
まことせさし小蝕の事をいふ名もあくてぞあり経々々
起上古の人ハたつちありぬれむ後の世ハあせせしハ
あつてさう詞もさくさくをさう無用は物ハ名つくる事
らば古意を得て悟るべし今の世もいふ邊土あるも
のなき小也然れぬひありてあるも多めあり其をいづ
の國あても上世もあつてあふ思ひてありきむを漢國
あつて世を治る謀ハ天変ありさして畏きがゆふ神祭の

ぞして入をおもむくむとも一たりたるが漢籍ハ古く書
秋の始隱公三年二月己巳日有食之と書ふるを始めて
度々ハ記きり其中ハ文公十五年六月辛丑朔日有食之鼓
用牲于社と書せる下の左氏傳ハ日有食之天子不舉伐鼓
于社諸侯用幣于社伐鼓于朝以昭事神訓民事君示有等威
古之後ハ推歩の術もて豫て窺測する世となりても猶
むあしハ例ハ因准て史も書載る例とあつてさうさ
えふる漢國あつて後漢の世ハ未あり日月蝕を皇國ハ
推考する法始て漸ハ精密くあれとさう皇國ハ
ても推古天皇の紀より始て日蝕をさう載らるさう
ハ此御世を始て漢國の曆を用ひるさうありてあ
はて蝕をも推考てあつて國風をさぬびく書記め置つるふ
そは遺るさうを彼國の史ハ例みてさうさうさう

勿_レ食_レず_レし。但し漢國の史は月蝕を記せる例ハ見えし事
一月丁亥との_レ二_レ度_レの月蝕を載_レ儀制令に凡大陽虧
有司預奏皇帝不視事百官各守本司不理務過時乃罷と云
るも漢國風をまねび多くるなり。の春秋の鼓用性于社
ひもえざりつるハ。あつたの_レ神事を重_レくす趣あつたをまね
しむひて漢風を用ひ多とざりしあつた。す_レ禁秘御抄
尔ハ日月蝕至上當日月曜時御慎殊重_レ御注不然年非輕天
子殊不當其光雖蝕以前以後不當其夜光日月惟同以席最
廻御殿如供_レ不當其光日蝕未明前月蝕未_レ基_レ月不_レ人々可
泰籠御持僧或他僧奉仕御修法其上於御殿有御讀經_レ中
出居堂童子引廻席之上内引軟障外席所衆引之内藏人引

之_中又曰凡日月蝕月内猶不聞音樂又止行幸警蹕_下と記
させまへ_五此順徳院の御世の頃ハ。ま_レでハ月蝕をさ_レへ_レに
あまらぬ事の起_レハ陰陽家佛家などの謾説せらるを信_レま_レあ
ひた_レま_レしあるぞし。吾妻鏡ハ文治六年六月十四日丁酉二
位家渡御小山兵衛尉朝政之家云云今夜依_テ月食_刻令止宿
給_レま_レ元久元年九月十五日甲戌將軍家其夜白地入相列
御亭云云今夜依_テ為_レ月蝕不意亦御逗留といふ事も見え
たり。西行が山家集ハ月蝕を題して歌よ_レま_レた_レハ。い_レを_レと
い_レひて影_レと_レあ_レつ_レぬ_レこ_レう_レひ_レし_レも_レま_レて_レ見_レる_レ名_レ也
ら_レぬ_レそ_レも_レ日月の蝕を忌む事ハ。そ_レも_レより古傳ハ
ら_レぬ_レ何_レの故實も_レあ_レら_レぬ_レと_レの_レな_レら_レし_レある_レと_レあ_レら_レぬ

ら。そは光の翳^{カク}ゆゑを見て忌々^ユしがあもりるも、あを
この人^{ヒト}は真情^{マコト}なれた。あやあこの世^ヨはあひのまゝ、夏
小^コなりてハそは日^ヒ其夜^ヨを避^サて、ものまゝもよあはすに
まゝして因^ユ論^イふ書紀^{シキ}中^{ナカ}推古^{スヒコ}天皇^{テウコウ}の御世^{ミヨ}より始^ハりて、所謂^{ソウイフ}
天^{テン}変^{ヘン}地^チ妖^{ヤウ}を載^オらして漸^シ多^タあはれ、上^ウよひまゝとせ、此
御世^{ミヨ}より、もは漢^{カン}風^{フウ}の曆^{リキ}を用^ユひ始^ハりて、彼^カ國^{クニ}
風^{フウ}として天地^{テンチ}の間^ノに在^アりて行^ユはるゝ物事^{モノコト}ハ、まづて
人^{ヒト}の智^チをも、其理^シを測^ハり定め、つるが如^カく小^コのゝあはるゝを
その世^ヨは心^{ココロ}あひひぬ、まゝ、世^ヨは常^{トコ}小^コ異^イある事^{コト}の行^ユ
るを、心^{ココロ}もちたく云^イ擧^テて吉凶^{キウキウ}を占^ウ候^ヒひ、あにかく小^コ定

め論^ロひあやまら俗^{ソク}あれた。史^シどもあも記^キする例^{レイ}あるを、皇
國^{クニ}あして、も、それ^{ソレ}あひひあはる世^ヨとなを、つるが故^ユなり。
そも、天^{テン}変^{ヘン}地^チ妖^{ヤウ}あひひあはる事^{コト}は、はじめ、万^{マン}物^{モノ}事^{コト}小^コは、
て世^ヨの常^{トコ}あひぬ、あ、見^ミえまゝあなどせ、あは法^{ホウ}を、祥^{サウ}災^{サイ}を
占^ウ候^ヒひ、してまゝ、あひひあはる御世^{ミヨ}小^コ、まゝ、事^{コト}の度^{タク}々^々出^デ來^ル
て世^ヨの禍^ワ災^{サイ}も多^タく、まゝ、あはる。然^サる世^ヨの人心^{ニシン}小^コ、まゝ、ま
ゝ、あはる。あ、神^{カミ}の御所^{ミヨ}為^ナり、まゝ、多^タく、まゝ、其^シ御世^{ミヨ}々々^々の
史^シ籍^{セキ}でも小^コ心を、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。
まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。
世^ヨ間の安^{ヤス}きく穩^ウゆるに験^{ケン}々^々比^ヒべ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。あ、まゝ、あはる。

のうへふをきても此おもむきをよむ人さうり。あつて
をくしと心を鎮て尋常ありぬ事と遭りて肝弱にお
ちほぐひてあつてさうある殃を招くやうきことありかし
或僧此説を讀見ていふ吾う佛門みていふくへ聖寶僧正
よ道助法親王勅よりりて日蝕を祈り止めある法驗
の事正しと書小見えり。又日本紀小阿豆那比の罪とい
ふ事小よきて天下常暗よなりける由とえけるも數日日
蝕する小み。又天日の歩成停免て隠さるるなるはし佛
力神力の妙なる事ハ凡慮をきて測知るべからず定理の
推歩はる小あづきて論ふべき小あつていふかと詰問を

るに書はるて答うらく佛力の事ハ予が信ざる道なきを
あつてくつとじ。神力の妙なる事ハいふもさうある。但し
今汝の證とちる事ハみお事實小違つり。よはるは聖寶僧
正の事佛書ハ元亨釋書資治表ハ寛平十年云云九月朔
聖寶祈日蝕自注ハ九月朔日有食之詔沙門聖寶祈焉天曠
不虧勅觀御衣とみえり。さきど年号の記しさぬたがひ
をいふ論ふるは事あれむが正しとさきよふはし。其も寛
平十年ハ八月十九日ハ昌泰と改えありる也。九月と其
元年ハ係て記さるべきを。あは寛平と記さるるは疎なるを。
て此時の聖寶が事ハ扶桑畧記ハ寛平御記を引て寛平九

年九月一日癸酉太政官奏可有日蝕兩日不蝕上東律師聖寶大東
寺要録を案ふる御修法終罷歸山召給衾一條と載ふるこ
小今年齡七十醍醐寺雜事記殘編に上文缺て可有日蝕而不日蝕
也なり因律師聖寶修法終罷歸山召給衾一條記述書序と記
ちり下文を考ふる然る先司曆の過ハひて日蝕無かりつる
に此時小當きと驚きたるをほして何ううきぬに其御祈の御
修法をさへせりるなる日本紀畧小此日の條小日蝕諸司
廢務とのみ載ふるハ何うのじめ當日は儀を志るさして何りし
録を採り載たるふく其差誤を志し事を志るさして何りし
が故なるべしか之と同書小翌昌泰元年九月一日戊戌日
有蝕之と記ざるを實の日蝕よ了と何あまつま然るをか

の釈書小は寛平九年の日蝕無ありつるによする御修法
を昌泰元年は實の日蝕の時此事として聖寶が祈より
て蝕の止むたりし由小云ひあせりる説のはやくあせりる
を正し何へぞして採載するその形釈書の撰者師鍊ハ
をあててしりくく虚言をぬ人とあべての僧小をこ
あもちるれを一本平治と六年六月廿六日丙寅よ
へそは御傳小建保書り誤あり六年六月廿六日丙寅よ
と大炊殿まで仁王経の御修法しあひはる事を記して七
月四日癸酉御結願中修中有日蝕御祈請書雖不被載彼御
祈之由至六月晦日通曆よりりて日の干支をもて推勘ふ
日と書る疎一向可有御祈請之由被申國々而朔日早且
あまつま

天晴四方不見雲至巳始陰雲氤氳大雨滂沱未刻天晴蝕惣
 不現法驗揭焉敵感是甚下とある。あは仁王経御修法中、
 別日蝕小よきて災あはむ事を懼まひて、更は其前日
 小詔あきて其御祈をもせさせまへるなり。蝕の前日小被
申國を承知する
た。翌の朝は蝕の刻あてふはゆゑ後此詔を承知する
るも蝕小よりくる災無あはむを御祈せさせむと
あかくてそは日蝕の刻はなびて陰雲起る大雨の降ひ
て日の見えざる小よきて蝕も見えざるは法驗の
まらして敵感あししなり
もより日蝕を止むる
蝕のさするを思ませむは祈り雲霧あはむを覆ひて
まさえ見えざるべくものせはせむるものぞ
あは
 是む件の兩度此事の法驗によきて蝕の止むらしむ

ありざる事明なき新後撰集に春のころ月蝕を祈りて思
 ひ給べきる法印能海ありむづ小心づらる春の月と
 されしゆのるらえもありととるを准へくもさそ
 るをし縦やむるしは汝上は徒の書たるもは祈の法
 驗よりて蝕の止むる由記あるがゆゑむもそは
 垣内カキツのりて少くもあはるきまへたるむもの
 其を實とおもふべきゆゑはあは但し建武年間の舊記に建
 武元三十六日月蝕事被論旨偈月蝕天雖泛青玻璃之色月
 不掩黒水精之容三才之和融也一朝之光華也法驗所露敵
 感無端者論旨如此悉之謹狀三月十七日右少弁藤長師僧

正御房同十八日被捧請文云。月蝕不正現事。片雲雖盡。碧漢望月不蝕。蒼天併剛金輪之德化。消玉鏡之災變者歟。尚以羊質拜鳳輪。生前之面目。老後之大慶也。加曆吻。宜令奏達。々々。謹言。三月十八日。權僧正亮禪。左辨官。と記すること見え。つり。此ハ後醍醐天皇。去年武家北條が徒を討にしまひ。絶て久しうをつる。公家一統の御政。復さむとせざるをみる。御事始の頃。其より前の甚しき世の乱。あはきて。曆博士の測量定免する月蝕の。非考ある。又ハ蝕分の。額曆といふがひて。さへ免する薄蝕なるべきを。他不測を。知るもの。ありくるに。つりて。亮禪をうまひきて。月

蝕の御祈をそとのあし奉るもの。あきて。亮禪が法験あつ。月蝕を祈止つると欺き奉るもの。あきて。決し。する。て。件。の。旧記。に。載。する。同年の八月二條河原の落書。小。此。頃。都。ニ。ハ。ヤ。ル。物。夜。討。強。盜。謀。論。旨。召。入。早。馬。虚。騷。動。生。預。還。俗。自由。出家。俄。太。名。迷。者。追。後。讒。人。禪。律。僧。下。克。上。ス。ル。成。出。物。云。云。賢。者。カ。ホ。ナ。ル。傳。奏。ハ。我。モ。々。々。ト。ミ。ユ。レ。ド。モ。巧。ナ。リ。ケ。ル。詐。ハ。ヲ。ロ。カ。ナ。ル。ニ。ヤ。ガ。ル。ラン。云。云。譜。第。非。成。ノ。差。別。ナ。ク。自由。狼。籍。世界。也。云。云。天。下。一。統。メ。ヅ。ラ。レ。ヤ。御。代。ニ。生。レ。テ。サ。マ。ノ。ノ。事。ヲ。ミ。キ。ク。ゾ。不。思。義。ト。モ。京。童。ノ。口。ズ。サ。ス。十。分。ノ。一。ヲ。モ。ラ。ス。ナ。リ。と。も。え。ん。つ。る。當。時。の。御

世のさまたちのねとひ合さべし。又阿豆那比の罪よりりて
云云の事ハ、神功紀攝政元年二月の條よりえらるること
テ、皇后故ありて忍熊王字攻多ふとて、紀伊國ハ幸し、小竹
宮ニ遷坐せり時、の文ニ適是時也、晝暗如夜、已經多日、時人
曰、常夜行之也、皇后問、紀直祖豐耳曰、是怪何由矣、時有一老
父曰、傳聞如是、惟謂阿豆那比之罪也、問何謂也、對曰、二社祝
者共合葬歟、因以令推問巷里、有一人曰、小竹祝與天野祝共
為善友、小竹祝逢病而死之、天野祝哭泣曰、吾也、生為交友、何
死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開墓
視之、實也、故更改棺槨各異處、以埋之、則日暉炳燦、日夜有別

と記されたるあり。此事紀伊國天野社記、品太天皇、

尔、伊刀、那佐夜久乃宮、大座時、尔、為雲雲、
不、鳴、使、故、爾、時、尔、常、尔、真、尔、在、止、知、尔、占、相、依、此、事、然、問、諸、人、
等、召、集、尔、問、尔、不、得、知、事、但、國、造、豐、耳、占、相、尔、申、尔、申、尔、申、尔、申、尔、申、尔、申、
村、君、等、祖、兄、弟、弟、地、弟、地、二人、申、尔、召、上、時、參、向、來、德、神、陰、明、一、町、
明、而、參、上、來、坐、尔、然、即、尔、尔、尔、在、止、天、皇、問、賜、尔、即、申、尔、都、
奈、合、尔、在、止、申、尔、即、尔、尔、尔、合、止、問、賜、尔、即、天、野、乃、祝、止、神、
野、乃、祝、止、二人、同、心、在、尔、尔、尔、利、止、死、止、母、生、止、母、同、棺、掩、入、
牟、止、云、尔、止、即、豐、耳、占、相、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、尔、
ガ、誤、字、ある、を、て、り、
み、殊、なる、を、り、
ハ、多、日、日、以、蝕、め、り、て、天、下、常、闇、ニ、なる、は、あ、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
皇后のたやしあしける紀伊國よりりみて、數日怪しき雲

霧あがれ深く起塞して、日光を隔て、晝も夜のごとく暗
みをはる由なり。かきおくもかしこくまじ。天照大御神の
天石屋戸隱の御時の事ハ、古事記より高天

原皆暗葦原中國悉闇因此而常夜往と記され書記の文よ
は故六合之内常闇而不知晝夜之相代と云天下一恒闇無復
晝夜之殊とも云えて云々云々云々云々云々云々云々云々云々
めをあるのみしと准へあり云々云々云々云々云々云々云々云々
かゝる小別なる神社の祝を合葬る事を神の厭悪する
故ありて然る怪氣の起りしあるは其を阿豆那比之
豆那比ハ押守豆那比の言便罪ハ大被の詞ありて阿
豆那比此を云く神の厭ハ悪く入る都美あるべし阿豆
社記ハ都奈合と云るも都奈比とも云て阿豆那比ハ
豆那比ハ阿を省くる語言ありしありて云々云々云々云々
然ること此の阿豆那比老父の聞傳へて在つるが云云と申
さる小なりて云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
めして埋めさせありて云々云々云々云々云々云々云々云々
尋常のごとく炳燦するところなるは趣あり云々のれを

あえ一處に神異あり日蝕るは阿豆那比の事と云天日小
づつ終る事ありて云々云々云々云々云々云々云々云々云々
此帝位よつさうする日御弟の神野親王天皇の御
小々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
う御事あり侍と告申されしうが東宮にち恐きふま
ひて云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
でう々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
ぬをよあると云父帝のみさく云々云々云々云々云々云々云々
しと申すありしうを東宮日の御きうごく云々云々云々云々
庭にれりさせたりして遙く柏原の陵に方々拜して
あえ云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
う々々々々々の中よみちて夜のごとくふかきしみを帝
大に警めありしうを云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御崇と申す云々帝位を云々云々云々云々云々云々云々云々
う々々云々此事を悔申させしありし日ありて陵の方を拜し
やう々々云々天を云々云々云々云々云々云々云々云々云々
め此阿豆那比之罪ありて云々云々云々云々云々云々云々云々

○月日蝕

○十一

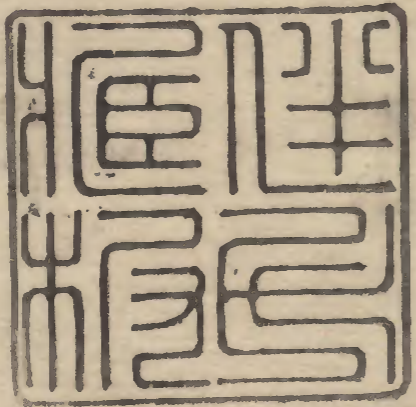
ゆきる 趣の相似あるをもちきりきり

比古婆衣二の巻終

父信友世よりゆきる 終を新の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり
ゆきる 比古婆の巻をさしきり 比古婆の巻をさしきり

よもあひてあまの父乃のよのきりい
まのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい
あまのあひてあまの父乃のよのきりい

了化四とせとて一に書月伴信近志の



發行書肆

平安

菱屋正治郎

